

## 「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」改定素案について

### 1 改定の趣旨

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に基づき、「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を平成17年3月に策定し、DV対策を総合的に推進してきたところである。

このたび、令和6年4月1日施行の改正DV防止法の内容を盛り込む（法定協議会の設置の記載）とともに、新たに数値目標を設定するなど「第6次おかやまウィズプラン」との整合を図る改定素案を作成した。

### 2 これまでの経緯

令和7年7月	第1回男女共同参画審議会（改定方針）
8月～	市町村、関係団体等からの意見聴取
10月	第2回男女共同参画審議会（素案）

### 3 素案の概要

別紙のとおり

### 4 今後のスケジュール

令和7年11月	常任・特別委員会（素案）
11～12月	パブリック・コメント実施
令和8年2月	第3回男女共同参画審議会（パブコメ結果、改定案）
	常任・特別委員会（パブコメ結果、改定案）
3月	計画改定、公表

# 岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画改定素案（概要）

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の趣旨

市町村や民間団体等と緊密な連携を図りながら、DVの防止と被害者の保護及び自立支援等に取り組むとともに、DVのない社会づくりを目指し、DV対策を総合的かつ効果的に推進するため、取り組むべき施策を取りまとめた計画として、「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定するものです。

### 2 計画の位置付け

DV防止法に基づく県基本計画として位置付けます。

### 3 計画の期間

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

## 第2章 配偶者からの暴力の現状

- これまでに結婚（事実婚を含む）したことのある人のうち、3割超の人が配偶者から暴力を受けた経験があります。
- 4割超の人が、配偶者や交際相手から暴力を受けたことを「誰（どこ）にも相談しなかった」となっています。
- 配偶者等からの暴力の相談件数が高い水準で推移しており、暴力防止・被害者保護対策などの一層の充実が求められています。

## 第3章 計画の内容

### 1 計画の内容

- 性別に基づくあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進
- 被害者への相談・支援・救済体制の充実
- 被害者の自立支援のための取組
- 加害者の更生のための取組
- 子ども・若者への予防啓発、デートDV対策の推進
- 関連施策の推進体制の強化と民間団体等との協働

### 2 数値目標

数値目標	策定期	目標値
配偶者暴力相談支援センター又は女性相談支援員を設置している市町村数	5市町村 (R 6)	10市町村 (R 12)
女性相談支援センターが実施する、相談支援員等の資質を向上するための研修や交流会に参加した民間団体の参加者数	39人 (R 6)	100人 (R 12)
デートDV防止講座等を受講した児童・生徒等の数	1,489人 (R 6)	10,000人 (R 8～R12累計)

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)フローチャート